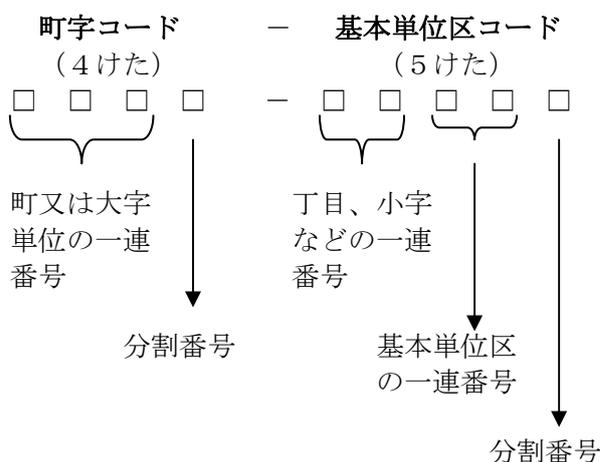


用語の解説

1 基本単位区番号について

基本単位区番号は、次のように、町字コード及び基本単位区コードから構成され、ハイフン（-）でつないで表している。



(1) 町字コード

町又は大字レベルの地域に付しているもので、市町村ごとに一連番号とし、市町村における慣用の順となっている。

- ①千位、百位及び十位のけたで、町又は大字レベルの地域を表している。
- ②一位のけたは、通常「0」であるが、基本単位区の区画後、当該町又は大字を土地区画整理事業の実施等により分割する必要がある場合には、その分割番号として使用しており、「1」から「9」までの数字となっている。

(2) 基本単位区コード

町字コードごとに付けるもので、構成は次のようになっている。

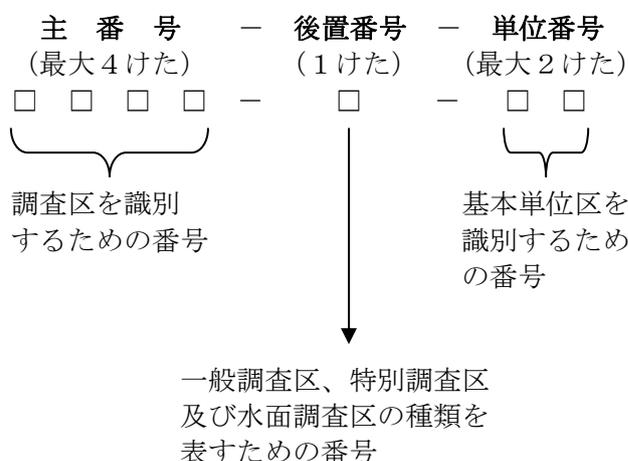
- ①万位及び千位のけたは、町又は大字を区分する、例えば、丁目又は小字などの地域を表す一連番号である。
町又は大字を区分する必要がある場合には、「00」となっている。
- ②百位及び十位のけたは、各基本単位区に付す番号であり、街区が設定されている場合はその街区番号、それ以外の場合は万位及び千位のけたが示す地域ごとの一連番号となっている。
万位及び千位のけたを使用しない場合は、町字コードごとの一連番号である。
- ③一位のけたは、通常「0」であるが、街区を分割して基本単位区を区画した場合、土地の区画形質等の変更により基本単位区を分割する必要がある場合などに、その分割番号として使用しており、「1」から「9」までの数字となっている。

(注) 掲載している表の基本単位区番号は、町字コード(4けた)と基本単位区コード(5けた)の間のハイフン(-)を省略して表示している。また基本単位区番号(9けた)の始まりが「0」である場合は「0」を省略して表示しています。

(例) 0010-00010 → 1000010
省略

2 調査区番号について

調査区番号は、次に示すように、主番号、後置番号及び単位番号から構成され、それぞれハイフン（-）でつないで表している。



(1) 主番号

市町村ごとに1から始まる一連番号であり、その順序は、調査区地図番号の順に付け、各調査区地図ごとに連続した番号である。

(2) 後置番号

一般調査区、特別調査区及び水面調査区の種類を表す番号である。

後置番号

一般調査区：1

特別調査区：2 山岳・森林・原野地帯等の区域

：3 相当規模の工場・学校等のある区域

：4 社会施設・病院のある区域

：5 刑務所・拘置所等のある区域

：6 自衛隊区域

：7 駐留軍区域

：8 おおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域

水面調査区：9

(3) 単位番号

二つ以上の基本単位区からなる調査区の場合にのみ各基本単位区ごとに付与される番号で、調査区ごとに1から始まる一連番号とし、その順序は、基本単位区の若い順である。

したがって、一つの基本単位区で1調査区となる場合、又は一つの基本単位区内に二つ以上の調査区を設定した場合には、この単位番号は付与されない。

(注) 掲載している表の調査区番号は、「主番号」、「後置番号」及び「単位番号」をそれぞれのセルに表示しているためハイフン（-）を省略して表示しています。

3 人口集中地区などについて

(1) 人口集中地区

人口集中地区は、市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接して、その人口が5,000人以上となる地域です。本県における人口集中地区は、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市の4市のみ。

(注) 掲載している表の人口集中地区符号について

「1」から「50」までの数字：市町村ごとに1から始まる一連番号であり、同一市町村内に人口集中地区が複数ある場合、その順序は、人口集中地区に含まれる基本単位区番号の若い順であり、「1」から「50」までの数字となっている。

(2) 準人口集中地区

準人口集中地区は、人口集中地区と同じ基準で人口密度の高い基本単位区が隣接していて、その人口が3,000人以上5,000人未満の地域です。本県における準人口集中地区は、鳥取市、米子市の2市のみ。

(注) 掲載している表の人口集中地区符号について

「51」から始まる番号：市町村ごとに51から始まる一連番号であり、同一市町村内に準人口集中地区が複数ある場合、その順序は、準人口集中地区に含まれる基本単位区番号の若い順である。

4 秘匿について

(1) 秘匿区分について

①趣旨・目的

国勢調査では、市区町村の境域をさらに細分した地域（以下「小地域」という。）別の結果についても集計・公表することとしている。しかし、集計対象となる小地域には、人口数人程度の極めて小さい地域も含まれることから、その結果をすべて公表することにより、調査対象者の個人情報明らかになってしまう場合があるため、極めて小さい地域別の結果については秘匿措置を講じる必要がある。

②秘匿措置の基本的な考え方

結果の秘匿に当たっては、明らかにすべきでない秘匿項目の範囲を明確にし、その項目については一定規模以下の地域別の結果を秘匿することとする。

その際、秘匿措置済みの結果を足しあげて大きい地域別の結果を算出する際の利用の便を考慮し、単に秘匿項目の結果を伏せるのではなく、秘匿項目を基本単位区番号が隣接する地域の結果に足しあげた結果として公表することとする。

また、足し上げ先の「隣接地域」は、一定の規則に基づいて決定することとし、人口に関する結果表及び世帯に関する結果表ごとに足し上げ先地域が異なることのないようにする。

③表章における秘匿区分について

- ・秘匿対象地域については、秘匿項目以外の項目を表章し、秘匿項目は空欄とする。
- ・合算数値表章地域は、合算した総数及びその内訳に加え、当該地域の総数を表章する。

J …秘匿措置を講じた地域には、秘匿区分欄に「J」（人口に関する秘匿）を表示する。

* …秘匿対象地域に付与する。

@ …合算数値表章地域に付与する。